

横浜市立別所小学校 いじめの防止基本方針

平成26年3月25日 策定

令和5年 6月29日 改訂

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめの防止等の対策に関する基本理念】

- (1) いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

【学校いじめ防止に向けた方針】

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して、豊かに生活できる学校づくりをめざす。
- (2) 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの子にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長、校長代理のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況把握に努める。

2 いじめ防止に向けた学校の組織

【いじめ防止対策委員会の設置】

いじめの問題に組織的に対応するために、校長・副校長・教務主任・養護教諭・児童支援専任・学年主任で「いじめ防止対策委員会」を設置する。必要に応じて心理や福祉の専門家（カウンセラー・ソーシャルワーカー）など外部専門家の参加を求める。

【いじめ防止対策委員会の役割】

- 学校基本方針に基づく取組の実施や中核となって具体的な年間計画の作成を行う。
- いじめの相談・通報の窓口となる。
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に関わる情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する。

【年間計画】

- 5月、11月、12月、2月にYP アセスメントやアンケートをもとにいじめ防止対策の検証と見直しを行う。
- いじめ防止の教職員研修の企画運営を行う。
- 「横浜子ども会議」を通して、いじめ防止について話し合う。

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

【いじめ防止への取組】

- いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止に向けて児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。
- 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援する。
- 年間を通じた、いじめへの対応に係る教員の資質向上のための取組計画等を人権教育年間計画に盛り込む。
- 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等の活用により、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- 教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

【いじめの早期発見のための取組】

- いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- 些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもつ。
- いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、得た情報を全教職員で共有する。
- 「いじめ解決一斉キャンペーン」、「定期的なアンケート（生活に関するアンケート）」、教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- 実態把握後、いじめられていた子やいじめられている子がいる学級は、すぐに一人ひとりと面談を行い、結果を速やかにいじめ防止対策委員会に報告する。また、面談結果の記録は全職員で共有する。
- 児童がいじめを相談しやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- インターネット上で行われるいじめに対しては関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。
- 情報モラル教育の推進による児童の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

【いじめに対する措置】

- いじめ発見・通報を受けた場合には特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害児童を守り通す。
- 被害児童に対しては事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- 加害児童に対しては当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- 加害児童に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童に状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。

- 被害児童の保護者に対しては聴取した事実や再発防止に向けた今後の具体的取組や加害児童への指導内容を伝える。
- 加害児童の保護者に対しては聴取した事実や再発防止に向けた指導を伝え、家庭での指導及び支援を要請する。
- 以上の対応は、いじめ防止対策委員会を中核に教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。
- 「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたる認められる場合は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、学校長の判断で警察に相談・通報し、連携して被害児童を守る。

【学校懇話会の活用】

- 「学校懇話会」を活用し、いじめの問題など学校がかかえる課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

4 重大事態への対処

【具体的な対応】

- 重大事態が発生し場合には直ちに教育委員会に報告する。
- 「重大事態」に対処し同種の事態の発生の防止のため、速やかに組織を設け関係者へ聞き取り等で事実関係を明確にするための調査を行う。
- 調査を行ったときはいじめを受けた児童及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

5 その他

- 必要があると認められるときは、学校基本方針の見直しを行う。